提出先:事業所(会社)

申請は必ず事業所(会社)経由で行なってください。

本語はあり、事業が、は1月1日によりなっていません。 被保険者から健保に直接申請することはできません。 マイナ保険証※として紐付けしている場合は、資格確認書は交付できません。 ※『マイナ保険証』とは、マイナンバーカードの保険証利用のことです。

			1/2 11/
常務理事	事務長		担当者
	常務理事	常務理事事務長	常務理事事務長

『健康保険 資格確認書』 (再)交付申請書

資相	各確	認書の交付を希望で		で使用くた	さい									
		記号·番号	記号(左づめ)			番	号(左づめ))			2 5	召和 平成 合和	」 年	Д В
フリガナ 被 氏 名 保														
被保険者情報		郵便番号					電記	括番号						
TIA	(住	住民票住所 民票と同じ表記で記入)												
	(居所住所 実際にお住いの住所)												
		対象者		2 被	扶養者(本人)分の 家族)分の 本人)および	み	養者(家族)	分					
	被	フリガナ 氏名					生年月	∃					申請理由	
	保険者	Дd	同	上						同上				下記、理由欄より 必ず選択ください
対	被扶	フリガナ 氏名					生年月						申請理由	
対象者欄	被扶養者①							1 昭和 2 平成 3 令和 L		年	月	日		下記、理由欄より 必ず選択ください
TIAN	被扶	フリガナ 氏名					生年月			申請理由				
	養者②							1 昭和 2 平成 3 令和		年	月	В		下記、理由欄より 必ず選択ください
	被扶	フリガナ 氏名					生年月						申請理由	
	養者 ③							1 昭和 2 平成 3 令和		年	月	B		下記、理由欄より 必ず選択ください
				(再) 交	付理由						ナ保険証 録 済	Eの利用登 未 登		手 数 料
		1. 資格確認書を編	分失・き損し	たため						交付	しない			¥1,000/枚
		2. マイナンバーカ	ードを紛失し	たため										
理	3. マイナンバーカードの更新手続き中のため					・ 交付日より 3ヶ月間 有効 資格喪労		資格喪失	(削除)日	不要				
古欄	由 4. マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れているため または													
们来	5. マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていないため 令和8年11月30日 理由による交付後							・エローの・の人口のバーへ						
	6. マイナンバーカードを作っていないため						まで:		有効	紛失・き損が理由で 再交付申請の場合は、				
7. マイナンバーカードを返納したため						-			『1』と同じく、 手数料(¥1,000/枚)が かかります					
		8. マイナ保険証に	こよる受診に	は第三者	(介助者	おなど)のサ	ポートが	必要なため	5					
	上記	記のとおり被保険者	から交付の	申請があ	りましたの	ので届出し:	ます。			担当(確	認)者氏名	; 1	ſ	建保受付印
事	事業	所所在地										╗		
業主	事業	所名称												
欄		主氏名												
	電話	番号										_		
(_	L記(社会保険労務士の 提出代行者名記入欄 に事業所名称を記入してく	ださい)							担当(確	認)者氏名			

【注意事項】

- 1. 原則下記の理由で資格確認書を交付することはできませんのでご留意ください。
- (1)マイナ保険証を保有しているが念のため資格確認書を持っておきたい。
 - ※マイナ保険証とは・・・健康保険証利用登録が完了したマイナンバーカードがマイナ保険証です。
- ②. 保育園等で園児が医療機関等を受診する際に備えるため。
- ③. 修学旅行等の学校行事等において児童が医療機関を受診する際に備えるため。
- < 1)について資格確認書を交付しない理由>

法令上、資格確認書はマイナ保険証で医療機関を受診できない方に交付するものであるため。

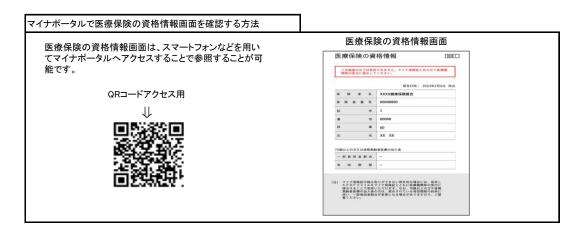
※医療機関の受診時にマイナ保険証の利用が困難な方(要介護の高齢者や障害をお持ちの方など)は除く

<②、③について資格確認書を交付しない理由>

法令上、資格確認書はマイナ保険証で医療機関を受診できない方に交付するもので、保護者に代わり保育士や学校教員等が 児童を連れて医療機関等を受診する際は保育士等の管理監督下のため、なりすましが起こることは想定され難いので、例外的 に下記の書類により受診が可能とされています。

- ・マイナポータルに表示させる資格情報のPDFファイルをあらかじめダウンロードしたもの又はその印刷物
- ・資格情報のお知らせ又はその写し

(保護者が児童を受診させる場合はマイナ保険証が必要)。



2. 以下の事由に該当する場合は、マイナンパーカードや電子証明書の失効等によりマイナ保険証を利用できない場合があるため、資格確認書の交付申請をしてください。

事 由	申 請 理 由			
・マイナンバーカードの紛失・盗難等により、マイナンバーカードの利用を一時停止させた後で、				
マイナンバーカードの再発行や電子証明書の更新(マイナンバーカードが見つかった場合)を	【2】 マイナンバーカードを紛失したため			
行っていない場合	,			
・マイナンバーカードや電子証明書が何らかの事由により失効している場合				
具体例は以下のとおり				
・転入の届出を行った日から90日以内に転入先の市区町村でマイナンバーカードの継続利用の				
手続きを行っていない場合	[3]			
・転出手続後、転入先の市区町村での転入届が未提出のまま、転出予定日から30日を経過した場合	マイナンバーカードの更新手続き中のため			
・実際に転入をした日から14日を経過してから転入届を提出した場合				
・期間内の転入届の提出後、継続利用の手続なく別の市区町村に転出した場合				
・個人番号の変更をした上で、電子証明書の再発行を行っていない場合				
・マイナンバーカードの交付時(再発行時を含む。)に、電子証明書の発行を希望しない場合	『6』 マイナンバーカードを作っていないため			

%マイナンバーカード・電子証明書の更新につきましては、市区町村からの案内に従い速やかにご対応頂きますようお願いいたします。